

浄化槽は適正な維持管理と定期検査を

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

■保守点検

○浄化槽内の機器、送風機やタ イマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

○10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

○県に登録している保守点検業者に委託してください。

■清掃

○浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

○年に1回以上（全ばつ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。

○市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

■法定検査

○浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

○最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8ヶ月以内に

みをしてください。

■単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

○単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまっています。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ1/8に減らせます。

○身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

【問い合わせ】

○谷和原庁舎上下水道課 ☎58・2111（内線8203）

○茨城県生活環境部環境対策課 ☎029・301・2966

【法定検査・一括契約システム申し込み】

○茨城県水質保全協会 ☎029・291・4004

市競争入札参加資格申請の追加受付

市が発注する建設工事、業務委託および物品納入などの競争入札へ参加を希望する方の「入札参加資格申請」の追加受付を行います。

▼受付期間：2月1日(月)〜15日(月)（土、日、祝日を除く）

▼申請方法：郵送または持参 ※申請書・添付書類などの詳細

みらい市福田195 つくばみらい市財政課契約検査係 ☎58・2111（内線1235）

については、市ホームページでご確認ください。

▼登録期間：4月1日(金)〜平成29年3月31日(金)

【受付場所および問い合わせ先】

〒300・2395 つくばみらい市福田195 つくばみらい市財政課契約検査係 ☎58・2111（内線1235）

パブリックコメント

(意見公募)

聴かせてください!

あなたの

意見

市では、基本的な計画などを策定しようとするときに、事前に素案を公表し、市民の皆さんからご意見を伺い、寄せられたご意見を考慮して最終案を作ります。今回は、次の2つの計画などにつきまして、策定へのご意見を募集します。

■意見を募集する計画案

- ①「まち・ひと・しごと創生つくばみらい市総合戦略」
- ②「第2次つくばみらい市健康増進・食育推進計画」

■意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が、意見を提出できます。

- ・市内に住所がある方
- ・市内に事務所または事業所を有する方
- ・市内の事務所または事業所に勤務している方
- ・市内の学校に在籍している方
- ・市に対して納税義務がある方
- ・本事業に利害関係を有する方

■閲覧できる場所

次の場所で閲覧することができます。

【①について】

・政策秘書課 ※土、日、祝日を除く。

・伊奈庁舎市民窓口課

・谷和原庁舎市民窓口課

・市ホームページ

【②について】

・健康増進課（保健福祉センター内）※土、日、祝日を除く。

・伊奈庁舎市民窓口課

・谷和原庁舎市民窓口課

・市ホームページ

■閲覧および意見募集期限

1月26日(火)

■意見の提出方法

閲覧場所に設置してあるそれぞれの意見提出用紙を、提出先まで郵送、FAXまたは閲覧場所へ直接持参するか、市ホームページより提出してください。

【提出・問い合わせ先】

〒300・2395 つくばみらい市福田195 つくばみらい市役所政策秘書課 ☎58・2111（内線1104） / FAX 58・5611

【②について】

〒300・2422 つくばみらい市古川1015・1保健福祉センター内 健康増進課 ☎25・2100（内線9106） / FAX 52・0990